
檜枝岐村求職活動等における セクシュアル・ハラスメント防止基本方針

1. 基本方針

檜枝岐村は、檜枝岐村ハラスメント防止要綱（令和5年訓令第3号）の規定に基づき、求職活動等におけるセクシュアル・ハラスメントを防止及び排除し、安心して就職活動等が行える環境をつくれます。

2. 定義

(1) 求職者等

- ・ 求職者（村の求人に応募する者）
- ・ 求職者以外の者であって、村の実施する職員の採用に資する活動に参加する者又は教育実習、看護実習その他の実習を受ける者

(2) 求職活動等

求職者が行う求職活動や求職者に類する者が行う職業の選択に資する活動。SNS等のオンラインを介したものやオンライン上で行われるものも含まれます。

例） 採用面接への参加、就職説明会への参加、インターンシップへの参加

(3) 求職活動等におけるセクシュアル・ハラスメント

村職員による性的な言動により、求職者等の求職活動等が阻害されるもの。

例） 面接中、面接官を務める職員から性的な事実に関する質問を受け、求職者が苦痛を感じてその求職活動への意欲が低下している

3. 具体的な取り組み

- ・ 面接官は2人以上とし、密室での面接は行いません。
- ・ 面接は就業時間中、檜枝岐村役場での実施を原則とします。
- ・ 求職者との連絡調整の手段は郵送、電話、メールとし、メールを使用する際には個人アドレスではなく、係アドレス（general02@vill.hinoemata.lg.jp）を使用します。

4. 相談窓口

檜枝岐村役場 総務課

電 話 0241-75-2500

メール hoken@vill.hinoemata.lg.jp

- ・ 檜枝岐村ハラスメント防止要綱第9条の規定に基づき、相談者のプライバシーを保護するとともに、相談者が不利益な取り扱いを受けないよう留意します。